

福津の極み認定要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、福津市（以下「本市」という。）において生産、収穫（水揚げを含む。以下同じ。）、製造または販売される農水産食品、商品などのうち、本市の特産品等として育成しようとするものについて、福津市商工会（以下「本会」という。）が認定制度を設けることにより、産業の振興及び活性化に寄与し、福津ブランドとしての「福津の極み」を確立することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本市の特産品として認定されたものは、「福津の極み」と称する。

(申請資格)

第 3 条 「福津の極み」の申請資格を有する者は、次のとおりとする。

(1) 申請品等を生産、収穫、製造または販売する個人、法人または団体で、且つ福津市商工会、福津市観光協会、宗像農業協同組合、宗像漁業協同組合のいずれかの団体に属し、住所または事業所等が福津市に所在していること。

なお、製造又は販売について、法令の定めるところにより許可等を必要とする場合においては、当該許可等を受けた者。

(2) 福津の極み協議会（以下「協議会」という。）が申請資格を有すると認めた者。

(申請区分)

第 4 条 「福津の極み」の認定対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農産食品
- (2) 水産食品
- (3) 加工食品
- (4) 酒類・飲料・調味料等
- (5) 工芸品等
- (6) その他

(認定基準)

第 5 条 「福津の極み」の認定にあたっては、生産、収穫、製造方法、由来等が深く本市に係るものに加え、次の各項の基準を用いて審査する。

- (1) 福津の認知度・イメージ向上に貢献するもの。
- (2) 福津ブランドの価値向上に貢献するもの。
- (3) 福津の独自性を発揮し、他都市の類似商品等と比べて優位性があるもの。
- (4) 高い品質・性能・信頼性等のいずれかを持つもので、別に定める関連法規等の品質基準を満たすもの。
- (5) 福津ブランド創造に対する理念・意欲・背景等があるもの。

(認定申請)

第 6 条 「福津の極み」の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は福津の極み

認定申請書（様式第1号）を福津市商工会会長（以下「商工会長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、毎年4月1日から翌年3月31日まで随時行うことができる。

（分科会）

第7条 「福津の極み」の認定に相応しいと思われるものを育成・推薦するため、必要に応じて分科会を協議会の中に設置することができる。

2 前項の推薦は、毎年4月1日から翌年3月31日まで随時行うことができる。

（認定）

第8条 商工会長は、前条第1項の申請があったときは、協議会の審査に付すものとする。

2 協議会は、第3条に規定する申請資格及び第4条に規定する申請区分、第5条に規定する認定基準について審査する。

3 協議会の認定審査は、審査委員の4分の3以上の出席がなければ、会議を開くことができない。また、審査委員会における認定の決議は、出席委員の過半数の賛成を要するものとする。

4 協議会の会長（以下「協議会長」という。）は、商工会長に対し、前項の審査によって決した結果を、認定推薦若しくは保留又は却下を以て回答する。

5 商工会長は、前項の規定に基づき協議会長から認定推薦の回答を受けた申請者に対しては、福津の極み認定通知書（様式第2号）及び福津の極み認定証（様式第3号）を交付し、同じく却下の回答を受けた申請者に対しては、福津の極み審査結果通知書（様式第4号）を交付するものとする。なお、保留となった申請に対しては、前条に規定する分科会に付託するものとする。

（会費）

第9条 「福津の極み」の認定証を受けた者（以下「認定者」という）は会費を納入しなければならない。

2 会費の額及び払込の方法並びに納期は別表1に定めるところによる。

（認証票等表示の義務）

第10条 認定者は、認定品の主たる販売店において、様式3に掲げる認定証を表示しなければならない。

2 認定者は、認定品に別表2に定める認定マークを付加しイメージの向上と浸透を図らなければならない。

（情報発信）

第11条 福津市商工会、福津市観光協会、宗像農業協同組合、宗像漁業協同組合は、福津市と連携を取るとともに、認定品を広報等で公表し、又、利用するなど販売促進のために積極的なPRを行い、その育成を推進する。

（認定期間）

第12条 「福津の極み」の認定期間は認定した日から3年とする。

2 認定期間満了後も引き続き「福津の極み」の認定を受けようとする者は、認定期間満了の3ヶ月前までに、第6条第1項に規定する認定申請を行うものとする。

(認定の変更等)

第13条 認定者が、次の一に該当する場合は、認定変更・中止届(様式第5号)を商工会長に提出しなければならない。

- (1) 認定者の氏名若しくは名称又は、所在地を変更したとき
- (2) 認定品の名称及び規格等を変更したとき。
- (3) 認定品の意匠及び価格を変更したとき、ただし、時価商品を除くものとする。
- (4) 認定品の生産、収穫、製造加工または販売を中止したとき。

(認定の取消し)

第14条 商工会長は協議会の議を経て、認定品が次の各号の一に該当すると認めるときは、認定を取消すことができる。

- (1) 虚偽又は、不正な手段を用いて認定を受けたとき
 - (2) 認定証及び認定マーク等を不正に使用したとき
 - (3) 正当な理由なく協議会長の指導に従わないとき
 - (4) 品質及び量目等の形態を変更し「福津の極み」として適当でない認められたとき
 - (5) 「福津の極み」としての信用を著しく害する行為があったとき
- 2 商工会長は、前項の認定の取消しを行う場合は、協議会の審査に付すものとする。
- 3 協議会が前項によって審査を行うにあたっては、委員の4分の3以上の出席がなければ会議を開くことができない。また、協議会における取消しの議決は、出席委員の過半数の賛成を要するものとする。
- 4 協議会会長は、前項の審査の結果を商工会長に回答するものとする。
- 5 商工会長は、協議会において認定の取り消しに決した場合は、速やかに当該認定者に対し、福津の極み等認定取消し通知書兼福津の極み認定証等返納命令書(様式第6号)を交付し、証票等の使用を停止する措置を講じなければならない。
- 6 認定の取り消しによって生じる一切の損害(第三者に対する損害を含む。)は、当該認定者がその責を負うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか「福津の極み」の認定に関し、必要な事項は、商工会長が協議会に諮って定める。

附則

1. この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
1. この要綱の一部改正(目的)第1条、及び(名称)第2条、(申請区分)第4条、(認定基準)第5条、(分科会)第7条、(認定)第8条、(認証票等表示の義務)第10条は平成24年4月1日から施行する。

別表 1 (第9条第2項)

会費の徴収基準、払込の方法及び納期

1. 会費徴収基準

区 分	金額 (円/年)
認定1商品	2,000 (円/年)
認定2～5商品	3,000 (円/年)
認定6商品以上	5,000 (円/年)

2. 会費の払込の方法

口座振込又は現金納付

3. 会費の納期

年1回 認定月の翌月末

別表 2 (第10条第2項)

認定マーク



福津の極み認定に係る関連法規等の品質基準
(福津の極み認定要綱第5条関係)

(品質基準)

品質、性能が商品の関連法規や業界自主ガイドラインの基準に満たない場合、また社会通念上妥当な使用条件において、問題のある商品については認証しない。

① 原材料

発ガン性物質、中毒性物質、いわゆる環境ホルモンなど地球環境、生命への安全性、健康への悪影響を及ぼすことが確認された物質やそれを含む原材料は使用しないこと

② 構造

- ・ 人体の安全を最大限に配慮した構造で、容易に破損するような構造でないこと
- ・ 社会通念上妥当な使用条件および使用期間において必要な強度と耐久性をもつこと
- ・ 大量生産する場合にも生産品質が安定していること

③ 表記

- ・ 法規に適合する表示（例：家庭用品品質表示法）および各業界の自主ガイドライン（例：社団法人日本玩具協会玩具安全基準）に準拠する表示をはっきり、誤解を生じないように行うこと

④ 関連法規・業界自主ガイドライン

- ・ 当該商品に関連する法規および各業界の自主ガイドラインの基準をすべて確認すること
- ・ 薬事法に該当すると想定される商品は、同法に適合することを確認すること

* 関連法規（例）

日本工業規格（JIS 法）、不当景品類及び不当表示防止法、家庭用品品質表示法、食品安全基本法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）など

* 業界自主ガイドライン（例）

玩具安全基準、日本タオル検査協会検査基準、日本化学繊維検査協会検査基準など。また、これらに準ずる各業界の自主ガイドライン

実物審査までに、その商品の品質・性能が関連法規や業界自主ガイドラインの基準をクリアした商品であることを保証する「誓約書」を提出する必要があります。生産物賠償責任等の問題については、申請者（生産者）が一切の責任を負うものとします。